



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
4月10日  
第706号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課).....	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	3

### ○ 公 告

大津湖南都市計画、甲賀都市計画および近江八幡八日市都市計画下水道事業の公告(上下水道課).....	3
大津湖南都市計画下水道事業の公告(上下水道課).....	3
長浜北部都市計画、米原東北部都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画および湖東都市計画下水道事業の公告(上下水道課).....	3
高島都市計画下水道事業の公告(上下水道課).....	4
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	4
一般競争入札の公告(警察本部会計課).....	5
落札者決定の公告(子ども家庭支援課).....	6

### ○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(東近江).....	7
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(東近江).....	7
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(東近江).....	7

### ○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(東近江).....	8
土地改良区定款変更認可公告(東近江).....	9
土地改良区合併認可公告(東近江).....	9
土地改良事業計画変更認可公告(東近江).....	9

### ○ 議 会 訓 令

※滋賀県議会事務局規程の一部改正.....	9
-----------------------	---

### ○ 正 誤

※令和8年3月31日付け号外(5)滋賀県病院事業庁規程第3号中.....	9
※令和8年3月31日付け号外(5)滋賀県病院事業庁規程第7号中.....	10

## 告 示

### 滋賀県告示第202号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年4月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
菖蒲の郷訪問介護センター	草津市追分南五丁目18番8号	社会福祉法人聖優会 理事長 片島京子	草津市山寺町837番地	訪問介護	2570600748	令和8.3.31
ヘルパーステーションまんぼう	栗東市目川877番地1	合同会社まんぼう 代表社員 上野正貴	栗東市目川877番地1	訪問介護	2571200860	令和8.3.31

#### 滋賀県告示第203号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年4月10日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
おうみ在宅クリニック訪問看護ステーション	守山市二町町195番地4	株式会社 Principle 代表取締役 鎌田佳美	守山市二町町195番地4	訪問看護 介護予防訪問看護	2560790244	令和8.3.31

#### 滋賀県告示第204号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年4月10日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
いちえ薬局甲良店	犬上郡甲良町大字尼子2008番地1	薬局	中川太陽	令和7.12.1
みやもと薬局長田町店	近江八幡市長田町1268-3	薬局	浦辻みゆき	令和7.12.1
さつき薬局野田店	甲賀市甲南町野田451番地	薬局	貴宝院善博	令和8.3.1

#### 滋賀県告示第205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年4月10日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	いちえ薬局甲良店	犬上郡甲良町大字尼子2008番地1	薬局	中川太陽	令和7.12.1
育成医療・更生医療	みやもと薬局長田町店	近江八幡市長田町1268番地3	薬局	浦辻みゆき	令和7.12.1

育成医療・ 更生医療	さつき薬局野田店	甲賀市甲南町野田451番地	薬局	貴宝院 善 博	令和8.3.1
---------------	----------	---------------	----	---------	---------

滋賀県告示第206号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年4月10日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
HEART WORK結	彦根市大藪町 2638番地	社会福祉法人 ひかり福祉会	長浜市鳥羽上町 68番地1	就労移行支援	2510200211	令和8.3.31

公 告

大津湖南都市計画、甲賀都市計画および近江八幡八日市都市計画下水道事業の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき令和8年3月30日付け近畿地方整備局告示第42号で近畿地方整備局長の認可を受けた大津湖南都市計画、甲賀都市計画および近江八幡八日市都市計画下水道事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 都市計画事業の種類および名称 昭和47年建設省告示第545号大津湖南都市計画、甲賀都市計画および近江八幡八日市都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道(湖南中部処理区、勝部出庭排水区)
- 施行者の名称 滋賀県
- 事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号
- 事業地
  - 収用の部分 変更なし
  - 使用の部分 変更なし
- 事業施行期間 昭和47年3月24日から令和13年3月31日まで

大津湖南都市計画下水道事業の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき令和8年3月30日付け近畿地方整備局告示第43号で近畿地方整備局長の認可を受けた大津湖南都市計画下水道事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 都市計画事業の種類および名称 昭和53年建設省告示第309号大津湖南都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道(湖西処理区)
- 施行者の名称 滋賀県
- 事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号
- 事業地
  - 収用の部分 変更なし
  - 使用の部分 変更なし
- 事業施行期間 昭和53年3月13日から令和13年3月31日まで

長浜北部都市計画、米原東北部都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画および湖東都市計画下水道事業の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき令和8年3月30日付け近畿地方整備局告示第44号で近畿地方整備局長の認可を受けた長浜北部都市計画、米原東北部都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画および湖東都市計画下水道事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 都市計画事業の種類および名称 昭和57年建設省告示第256号長浜北部都市計画、米原東北部都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画および湖東都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道(東北部処理区)
- 施行者の名称 滋賀県
- 事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号
- 事業地
  - 収用の部分 変更なし
  - 使用の部分 変更なし
- 事業施行期間 昭和53年3月13日から令和13年3月31日まで

#### 高島都市計画下水道事業の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき令和8年3月30日付け近畿地方整備局告示第45号で近畿地方整備局長の認可を受けた高島都市計画下水道事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 都市計画事業の種類および名称 平成2年建設省告示第1523号高島都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道(高島処理区)
- 施行者の名称 滋賀県
- 事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号
- 事業地
  - 収用の部分 変更なし
  - 使用の部分 変更なし
- 事業施行期間 平成2年9月1日から令和13年3月31日まで

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年4月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 エイスクエア 草津市西渋川一丁目23番1号
- 変更した事項
  - 変更前
    - 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 綾羽株式会社 代表取締役 河本英典 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉 東京都港区芝浦一丁目2番3号
    - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社J E U G I A 代表取締役 西村昌史 京都府京都市中京区三条通寺町東入石橋町11番地 ほか62者
  - 変更後
    - 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 綾羽株式会社 代表取締役 河本紗代子 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一 東京都港区芝浦一丁目2番3号
    - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社十字屋 代表取締役 西村昌史 京都府京都市中京区三条通寺町東入石橋町11番地 ほか63者
- 変更年月日 アについては令和6年4月1日ほか、イについては令和2年10月1日ほか
- 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の商号等の変更および入退店のため
- 届出年月日 令和8年3月26日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

## (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

## (2) 縦覧期間 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

## 7 意見書の提出期限および提出先

## (1) 提出期限 令和8年8月10日

## (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

-----  
一般競争入札の公告

警察本部庁舎エレベーター修繕について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年4月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 入札に付する事項

## (1) 業務名および数量 警察本部庁舎エレベーター修繕 一式

## (2) 業務の内容等 仕様書による。

## (3) 履行期間 令和8年5月12日(火)から令和9年3月26日(金)まで

## (4) 履行場所 仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

## (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

## (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

## (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

## (4) 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示第31号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: 庁舎関係設備保守・点検 小分類: 昇降機設備

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

## (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書

## (2) 提出期限 令和8年4月21日(火)午前9時から同月27日(月)午後3時まで

## (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

## 4 入札執行の日時、場所等

## (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231

## (2) 契約条項を示す期間 令和8年4月10日(金)から同年5月8日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月11日(月)の午前9時から正午まで

## (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

## (4) 入札説明会 行わない。

## (5) 入札書の受領期限 令和8年5月11日(月)正午まで

## (6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札する

こと。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和8年5月11日(月)午後1時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

#### 5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、代理人が滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報が登録されていなければならない。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 滋賀県議会の議決を要する契約にあつては、議決までの間は仮契約として、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

#### 13 Summary

(1) Nature and quantity of service required : Repair of the elevator at the Shiga Prefectural Police Headquarters, 1 set

(2) Deadline for tender : 12:00, May 11, 2026

(3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2282)

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年4月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築および運用保守業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3554
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月17日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 SDCソリューションズ株式会社 代表取締役 宮地大治 佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7
- 5 落札金額 35,237,400円(消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和8年2月20日(金)

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年4月10日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ヘルパーステーションのどか	近江八幡市中小森町1138番地	社会福祉法人美絆 理事長 松尾隆志	近江八幡市鷹飼町1485番地6	訪問介護	令和8.4.10	2570401139

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年4月10日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
グリーン近江農業協同組合くらし相談課訪問介護事業所	近江八幡市中小森町1138番地	グリーン近江農業協同組合 代表理事組合長 大林茂松	東近江市八日市町1番17号	訪問介護	2570400024	令和8.3.31
グリーン近江農業協同組合デイサービスセンターのどか	近江八幡市中小森町1138番地	グリーン近江農業協同組合 代表理事組合長 大林茂松	東近江市八日市町1番17号	通所介護	2570400024	令和8.3.31

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年4月10日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーションうらら	東近江市五個荘五位田町517番地2	一般社団法人近江のてんびん	東近江市五個荘竜田町357番地	居宅介護	令和8.4.1	2510500958

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、安土町城南土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和8年4月10日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

## 1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	福 本 耕 次	近江八幡市安土町桑実寺354番地
〃	原 田 剛 太 郎	同 市安土町常楽寺664番地
〃	川 嶋 治 夫	同 市安土町下豊浦8217番地2
〃	仲 村 菊 治	同 所4317番地
〃	木 瀬 吉 蔵	同 所2733番地
〃	奥 田 章 二	同 所4297番地
〃	松 本 守 生	同 所2884番地
〃	辻 康 男	同 市安土町上豊浦1564番地
〃	植 村 隆 司	同 所1046番地
〃	北 川 幸 八	同 市安土町下豊浦4488番地
〃	稲 本 利 之	同 所3296番地
〃	中 村 敏 之	同 所4357番地
監 事	竹 田 多 郎 治	同 所3599番地
〃	末 房 守	同 市安土町上豊浦1076番地
〃	福 本 茂 信	同 市安土町下豊浦2625番地

## 2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	木 瀬 吉 蔵	近江八幡市安土町下豊浦2733番地
〃	福 本 茂 信	同 所2625番地
〃	稲 本 利 之	同 所3296番地
〃	松 本 健 治	同 所3354番地
〃	清 水 茂	同 所4285番地
〃	善 住 喜 太 郎	同 所4097番地
〃	大 野 きよ美	同 所4222番地
〃	奥 田 廣 司	同 所3571番地
〃	田 村 茂 男	同 所4998番地
〃	辻 康 男	同 市安土町上豊浦1564番地
〃	植 村 隆 司	同 所1046番地
〃	高 島 正 昭	同 所1057番地
〃	福 嶋 政 男	同 市安土町桑実寺672番地

監事	青山喜博	同	市安土町下豊浦3022番地
〃	末房守	同	市安土町上豊浦1076番地
〃	一谷醇	同	市安土町下豊浦4523番地

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、安土町城南土地改良区の定款の変更は、令和8年4月1日に認可した。

令和8年4月10日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

土地改良区合併認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、安土町城南土地改良区および安土町桑実寺土地改良区の合併は、令和8年4月1日に認可したので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

- 1 合併後存続する土地改良区 安土町城南土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区 安土町桑実寺土地改良区

土地改良事業計画変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、日野川流域土地改良区の維持管理計画の変更は、令和8年4月3日に認可した。

なお、この処分取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができる。

令和8年4月10日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

議 会 訓 令

滋賀県議会訓令第8号

滋賀県議会事務局規程(昭和47年滋賀県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和8年4月10日

滋賀県議会議長 目 片 信 悟

第3条の表議事課の部委員会係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表政策調査課の部第2号中「の審査」を削る。

付 則

この訓令は、令和8年4月10日から施行する。

正 誤

令和8年3月31日付け号外(5)滋賀県病院事業庁規程第3号中

ページ	行		
2	下から1		
誤			
滋賀県病院事業庁建設コン	20人以内	(i) 学識経験を有する者	1年以内で病院事
正			
滋賀県病院事業庁建設コン	20人以内	(i) 学識経験を有する者	1年以内で病院事

令和8年3月31日付け号外(5)滋賀県病院事業庁規程第7号中

ページ	行
6	下から1

## 誤

臨床検査技師	総合病院に所属する 者(1週間当たり4日	診療衣	6
		ズボン	5

## 正

臨床検査技師	総合病院に所属する 者(1週間当たり4日	診療衣	6
		ズボン	5